事業分野

国際的事業展開の支援

課題 5-1 開発途上国における日本企業の 円滑かつ国際調 和的な事業展開 支援

課題 5-2 開発途上国における日本企業の 事業運営に必要な基盤整備支援

> 課題 5-3 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005 年 3 月改定)および平成 17 年度年間事業 計画(同月策定)では、

(1)近年のEPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)の動きも踏まえ、日本企業がグローバルな最適生産・分業体制の構築や成長市場等でのマーケット維持・拡大に向けた取り組みを強化する中、グローバル財務戦略上の多様化・複雑化するニーズへの対応や海外分野における民間金融機能の状況を十分踏まえた海外リスクのコントロール・引受け、日本企業の国際市場拡大への対応、並びに(開発途上国経済への貢献や環境改善効果も企図した)国際社会と調和ある海外事業への適切な支援が必要、

(2)エネルギー・原材料の需給逼迫・価格高騰、開発途上国の経済・社会インフラ整備不足の顕在化は海外投資事業のリスクの高さを露呈しており、また、未発達な現地裾野産業・金融資本市場、外国投資に関する法制未整備・政策変更等のポリティカルリスクは、大きな懸念材料であるところ、我が国の公的機関として、海外プロジェクト等に対する豊富な情報・実績、政府・国際機関等とのネットワーク、開発途上国政府等への交渉力等を活かし、我が国政府の施策も踏まえながら、開発途上国における日本企業の事業展開をハード(インフラ整備・裾野産業育成)・ソフト(投資・事業環境整備)の両面から総合的かつ効果的に支援することが必要、

との認識のもと、我が国産業の国際的事業展開の支援に向けた以下3つの課題を設定しています。

- 開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和 的な事業展開支援 (課題 5-1)
- 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な 基盤整備支援 (課題 5-2)
- 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な 諸制度の整備·改善支援 (課題 5-3)

事業環境

我が国政府が推進する経済連携については、メキシコとの EPA 発効、アジアではマレーシアとの EPA 署名、タイとの交渉大筋合意などの進展が 2005 年度にあるなど、取り組みが加速しています。また、企業のグローバル化や産業競争力の強化、東アジア経済統合

推進、エネルギー・環境問題への対処等の観点から、我が国の「グローバル経済戦略」についての議論が進められました(2006 年 4 月公表)。こうした状況下、日本企業は最適な分業体制の構築や成長市場の獲得等を目指した国際的事業展開を一層進めました。また、我が国の民間金融機関には、日本企業の海外進出加速と不良債権処理一巡による財務健全化等から、アジア・中東欧等での現地日系企業向け融資拡大やプロジェクトファイナンスへの取り組み強化を図るなど、海外業務を活発化する動きが見られました。

平成 17 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3 つの課題のうち、1 つが「 」、2 つが「 」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援 (課題 5-1)

評価

海外リスクをとった案件数は計画を下回ったものの、サウジアラビアの石油精製・石化事業、ブラジルの浮体式原油処理・貯蔵・積出事業でのプロジェクトファイナンス(両国向けで本行初のプロジェクトファイナンス供与)、インドネシアの石炭火力発電事業へのメザニンファイナンス(注)供与や、海外現地法人・地場金融機関向け与信のほか、アジア債券市場育成イニシアティブに沿って為替リスクのない現地通貨建て融資等も供与するなど、円滑なファイナンス組成のため多様なリスク対応策を活用しました。他方、環境配慮・改善に特に先進的な取り組みを行った案件への支援実績は計画を下回りましたが、タンザニアでのマラリア防疫用蚊帳の製造販売事業への支援など、経済協力的意義の高い案件の割合の実績は計画を上回りました。

(注) 通常融資より返済順位が低く、よりリスクの高い融資。

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援 (課題 5-2)

評価

日本企業の海外事業展開の円滑化に必要なインフラ整備について、タイ国際空港建設事業、ベトナムの火力発電事業、ブラジル国立経済社会開発銀行へのインフラ向け融資等を実現したほか、インドネシア政府にインフラ不足・問題点の解消を働きかける等、直接・間接に現地インフラ整備の支援を推進しました。また、裾野産業育成・日本企業の地場取引安定化のため、日本企業のインドでのサプライチェーン高度化に資する現地商業銀行向け融資や、タイ・メキシコでの鋼材加工・販売事業への個別融資等を多数実現したほか、マレーシアやベトナムでは産業の人材基盤強化に資する人材育成事業も支援しました。更に、経済連携の動きが加速する中で、2005年4月の日墨EPA発効を踏まえたメキシコ向け投資ツーステップローンを供与し、また、2005年12月の東アジアサミットの機会を捉え、現地産業育成や日本企業のビジネス環境整備等のための相互協力促進にかかる覚書を、マレーシア、タイの金融機関と締結(2006年度融資実現)するなど、日本政府が推進する経済連携に沿った取り組みを実現しました。

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援 (課題 5-3)

評価

投資・事業環境整備に向けて、「海外投資アンケート調査」を活用した相手国政府との対話、 ケニア・ウガンダ・タンザニアの投資環境整備に関する政策提言書(Blue Book)作成(業界誌にて「アフリカ・インベスター・アウォード」受賞)や、「日越共同イニシアティブ」、インドネシア「ハイレベル官民合同投資 フォーラム」における政策協議等の実施に加え、投資環境の改善につながる融資・保証をカンボジア・ベトナム・インドネシア・コロンビア向けに供与しました。他方、現地日系企業に重大な影響を及ぼす開発途上国の政治経済情勢の急変に備え、駐在員事務所を通じて現地事情の適時・的確な把握に努め、また、個別事業の問題解決にも取り組みました。日本企業のニーズと開発途上国政府の政策ニーズをマッチングさせる投資環境制度改善への取り組みは今後より一層重要となる一方、こうしたフレームワーク作りと個別投資事業におけるトラブルシューティングとを組み合わせることで、より効果的な投資事業支援が可能なるため、今後ともそのような視点から本課題への取り組みを進めることが重要です。

課題 5-1

開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援

取り組み例	指標	2002 2003 2004 (14年度) (15年度)		2005 (17年度) 計画 実績		2006 (18年度) 計画	
多様なリスク対応策 による円滑なファイ ナンス組成の推進	(指標 1) 海外リスクをとって与信を実現 した日本企業の行う事業に対す る出融資保証承諾案件数	新規			72	59	88
日本企業の国際市 場拡大への取り組 み支援	(指標 2) モニタリング指標 アジアの新興国及びアジア地域以外の国における日本企業 の行う事業に対する出融資保証承諾案件数	新規				17	
開発途上国におけ る日本企業の調和 的な事業展開支援	(指標3) 日本企業の行う事業に対する 出融資保証承諾案件のうち、経 済協力的意義の高い案件の割 合	新規		95%	99%	95%	
開発途上国におい て事業を行う日本 企業による環境配 慮・改善に対する支 援強化	(指標 4) 日本企業の行う事業に対する 出融資保証承諾案件のうち、環 境配慮・改善に特に先進的な取り組みを行った案件数	新規		8	5	8	
評価結果							

:優れた取り組みがなされたと評価します。 :良好な取り組みがなされたと評価します。 :今後の取り組みに留意が必要です。

(注)(指標3)については、2005 年度は案件数の割合を、2006年度はプロジェクト数の割合を実績値、計画値として計上。 (指標4)については、2005年度は案件数を、2006年度は企業数を、実績値、計画値として計上。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進

- ・我が国産業がグローバルな生産・分業体制を戦略的に構築・再編し、国際競争力を確保していく上で、開発途上国のカントリーリスク等、途上国固有の各種リスクへの対処は重要です。(指標 1)の実績の例は以下のとおりであり、本行は、日本企業のグローバル財務戦略上の多様化・複雑化するニーズ、海外分野における民間金融の状況等も踏まえつつ、公的機関としての海外リスクテイク機能等の発揮に努めました。実績は計画を下回りましたが、これは借入辞退や事業計画の予定変更、経済情勢の変化による日本側スポンサーの方針転換に伴う遅延、承諾タイミングのずれ込み等の理由によるものです。
 - サウジアラビアでの合弁による石油精製・石化事業(110頁、事例紹介参照)、ブラジルでの FPSO(注 1)事業や、タイ等にて日本企業が参画する IPP(注2)事業に対し、プロジェクトファイナンス(注3)を供与しました(サウジアラビア、ブラジル向けでは本行初)。

^{-:} 外部環境の変化等により評価不能。

- (注1) FPSO(Floating Production Storage and Offloading Unit): 浮体式の原油の一次処理(井戸元より生産された原油から、随伴ガス、水を分離すること)・貯蔵・積出設備
- (注2) IPP(Independent Power Producer): 自前で発電設備を建設・運営し、電力を電力会社に売る独立系発電事業者
- (注3) プロジェクトファイナンス: 主にプロジェクトのキャッシュフローを担保とする融資スキーム

< 事例紹介 > ラービグ石油精製・石化プロジェクトへのプロジェクトファイナンス供与 ~ 日本の化学産業の国際競争力確保を支援 ~ (サウジアラビア)

本プロジェクトは、日本の総合化学企業と世界最大の石油会社であるサウジアラムコが折半出資で設立したペトロ・ラービグ社が、既存製油所の取得・改修および石油化学プラント新設により、世界最大級の石油精製と石油化学の統合プラントを立ち上げ(総事業費 98 億ドル)、安価な原料資源を確保しつつ、価格競争力のある石油精製品(ガソリン等)や石油化学製品(ポリエチレン等)を生産するものです。

本行は、日本の公的金融機関としての立場を活かし、スポンサーをはじめ関係者との交渉を主導する等、迅速・円滑な案件組成に努めた結果、中東地域のプロジェクトファイナンスでは過去最大級の、総額58億ドル(うち本行25億ドル限度)の融資成立に至りました。本件は本行初のサウジアラビア向けプロジェクトファイナンスであり、日本や欧米の金融機関、サウジアラビアの政府系金融機関であるパブリック・インベストメント・ファンドやイスラム金融機関も含む17行をメンバーとする幹事団が融資を行うものです。本行には、サウジアラビア政府・政府機関との交渉力やポリティカルリスク等の発現抑止機能の発揮が期待されています。

日本で培ってきた技術・ノウハウを提供し、原料立地によりコスト競争力とスケールメリットを活かして収益性を高めようとする日本の総合化学産業の国際展開を本行が支援することは、原油市況の大幅な上昇が続くなかで、日本の化学産業の国際競争力確保に貢献するものと期待されます。また、本プロジェクト支援は、サウジアラビアが国策として推進する石油化学産業の多角化と同国の雇用創出・外貨獲得を促進し、日本と同国との関係の一層の深化に資するものです。

- ▶ 日本企業が新たなビジネス機会として海外の既設 IPP 事業の権益取得に注目する中、本行は、2004年度のフィリピンの CBK 発電事業(本行第1号案件)に続き、インドネシアのパイトン 石炭火力発電事業の権益取得資金について、メザニンファイナンスを供与しました。メザニンファイナンスは、金融機関の通常の融資(シニアファイナンス)と比べて元利金の返済順位が低く、より高いリスクを取った融資ですが、各国公的機関において既設 IPP 事業の権益取得にこれを供与した例はなかったため、その革新性が高く評価されています(注4)。同ファイナンス活用を求める海外企業から日本の電力会社及び商社へのアプローチも急増するなど、本行の多様なリスク対応策に対する期待が高まっています。
 - (注 4) フィリピン CBK 発電事業向けメザニンファイナンスは、国際的に権威ある「プロジェクトファイナンス・マガジン」 誌から 2005 年度「ディール・オブ・ザ・イヤー賞」(アジア・アクイジションファイナンス部門)を受賞し、業界紙でも多数取り上げがありました。
- > インドでの二輪車用部品製造・販売事業、トルコでの自動車用部品製造・販売事業等、投資金融を供与した案件の多くで、投資先国のカントリーリスクを軽減すべく、民間金融機関では対応が難しいポリティカルリスクを一部引き受けました(ポリティカルリスク・デファーラル)(注5)。また、中国における収用リスクや、タイにおける収用・内乱・戦争・テロ等のリスクも免責対象とするなど、より踏み込んだリスク対応も一部案件で行いました。
 - (注 5) ポリティカルリスク・デファーラル: 借入人所在国政府による外貨交換・送金規制により借入人が債務を弁済できない場合、当該規制が解除されるまで(但し、最終期限を猶予期限とする)借入人に対する期限の利益の喪失を求めず、保証人に対する保証履行の請求を猶予する措置。

- ▶ タイでの家電製造事業や、ブラジルでの現地資本と合弁の製鉄関連事業向け等に、海外現地法人の信用力に依拠した融資を行ないました。また、メキシコ外国貿易銀行の信用リスクを直接取ってツーステップ・ローンを供与し、メキシコに集積する日系現地企業への円滑かつ効率的な中長期資金供給を可能としました(115 頁、事例紹介参照)。
- ・(指標 1)には該当しませんが、日本政府が ASEAN + 3(日中韓)の枠組で推進するアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)に関連して、以下のとおり、為替リスクのない現地通貨建て融資実現等により、多様化する日本企業の資金ニーズへの柔軟な対応に努めました。
 - ▶ タイに集積する現地日系企業を対象として、邦銀バンコク支店を通じたバーツ建てツーステップ・ローンを供与しました(55 頁、事例紹介参照)。本件は、為替リスクのない現地通貨での中長期資金調達を可能にするものとして、関係者から高〈評価されています。また、原資となる本行バーツ資金調達のための債券発行は、本邦発行体として、ABMIに沿った初のアジア通貨建て債券発行であり、革新的取り組みと言えます。
 - → インドネシアでの自動二輪車販売金融事業やマレーシアでのリース事業のための現地通貨建て社債発行に対し、保証を供与しました。本件は、本行の信用補完によって現地市場での現地通貨建て社債発行を円滑化することで、ABMI 推進に貢献しつつ、現地事業の為替リスクを取り除くものです。インドネシアの事例は、本行保証供与による社債発行コストの引き下げへの貢献、アジア主要国の中で債券市場の発展が遅れている同国における債券市場活性化への貢献等から、発行体、債券市場関係者から評価されました。

日本企業の国際市場拡大への取り組み支援

- ・(指標2)の実績は近年の水準を下回りました(2003年25件、2004年30件)が、これらが海外投資金融の全承諾件数に占める割合は近年と概ね同傾向です(中国、ASEAN5等アジア主要国向けが全体の約8割、本指標の対象となる中東欧・ロシア、中東・アフリカ、中南米向けが残る約2割)。実績の具体例としては、トルコやルーマニアでの自動車部品製造・販売事業、メキシコでの鋼材加工・販売事業、ブラジルでの医療器具等の製造・販売事業などが挙げられ、様々な地域への市場拡大へ向けた取り組みを支援しました。アジア新興国(カンボジア、ラオス、ミャンマー)向けは、周辺国に比べインフラ・法制度等の投資環境整備が遅れており海外直接投資が未だ低調であること等から、実績がありませんでしたが、例えば、カンボジア向けには、戦略投資分野と目される食品加工業向け投資ミッションを日本企業との共催で派遣(中堅企業約20社が参加)し同国首相から歓迎を受けるなど、投資促進への地道な取り組みを進めています。
- ・(指標 2)以外の切り口として、新たな分野のビジネス機会創出を通じ、日本企業の国際市場拡大に資する事例として、以下が挙げられます。
 - ▶ 京都メカニズムを活用した日本企業のビジネス機会創出の観点から、 複数のクリーン開発メカニズム(CDM)候補事業を支援するための融資枠を中米経済統合銀行に設定し、 排出権を活用したビジネス機会紹介セミナーを日本・世界各地で開催、 グリーン投資スキーム(注6)の枠組み作りを提案する等、金融・情報面を合わせ多様な取り組みを行いました。
 - (注 6) グリーン投資スキーム(GIS): 温暖化ガス排出量が目標排出量を下回ると見込まれる国が、余剰枠を売却し、 対価を温暖化ガス削減プロジェクト等に投資する仕組み。

開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援

・日本企業が国際事業展開を成功させる上では、外貨節約・獲得効果や技術・経営ノウハウ移転等、受入国への経済波及効果等も考慮した上で調和的な関係を築くことが重要です。こうした観点から、(指標 3)の実

績は、計画を上回りました。実績の具体例としては、感染症対策に効果がある自社技術を現地企業に供与するなど CSR(企業の社会的責任)の観点からも高〈評価できる、タンザニアでのマラリア防疫用蚊帳の製造・販売事業(事例紹介参照)や、現地産業の多角化を通じた雇用創出・外貨獲得効果が期待されるサウジアラビアでの石油精製・石化事業のほか、タイでのアルミ冷間鍛造部品の製造・販売事業やベトナムでの二輪車用切削加工部品の製造・販売事業等への支援があります。

< 事例紹介 > アフリカ支援および CSR に資する、日本企業のマラリア防疫用蚊帳の製造販売事業に融資 (タンザニア)

住友化学(株)の独自技術で開発されたマラリア防疫用蚊帳「オリセット ネット」は、殺虫効果が長期間持続する優れた製品であり、世界保健機関(WHO)の協力要請も受け、同社は2003年よりタンザニア企業に対し、オリセットネット製造に関する技術供与、原材料供給、製品引取り等を行ってきました。

カントリーリスクや投資環境に係る情報不足等を背景に従来低調だった日本企業のアフリカ向け投資ですが、さらなる「オリセット ネット」供給拡大と普及に対する期待が大きいため、2005 年度に同社は地元企業との合弁で新たな製造工場設立を決定。これを受け、本行は、公的ステータスに基づ〈カントリーリスク抑制機能も活用しつつ、「オリセット ネット」製造販売事業に必要な資金を本合弁企業に対し融資しました。本事業のタンザニアへの経済波及効果については、大統領はじめ同国政府関係者から高い評価がなされており、また、製品は、WHOや国連児童基金(UNICEF)等を経由して、主にマラリア感染が深刻な問題となっているアフリカを中心に供給される予定であるなど、アフリカ支援に幅広〈貢献するものです。

CSRへの関心が内外で高まる中、同社はCSR遂行を経営の重要課題のひとつと位置づけ、マラリア防圧への取り組みもその一環と捉え実践しています。国際社会が抱える課題に民間企業として解決策を提示していく本件のような取り組みを含め、グローバルな事業活動を行う日本企業が CSR 的観点からも高い評価を受けるよう、公的機関としての先見性を持って金融面から支援を行うことは、広い意味で我が国産業の国際競争力確保に資するものです。

開発途上国において事業を行う日本企業による環境配慮・改善に対する支援強化

- ・(指標 4)の実績は計画を下回りましたが、これは、プロジェクトの進捗遅延や、案件の具体化が遅れているといった理由によるものです。具体的な実績の例としては、ポーランドでの自動車排ガス用フィルター製造販売事業(ディーゼルエンジンを優先する欧州の厳しい環境規制に対応し、大気汚染物質の排出量削減に貢献)や、マレーシアでの中比重木質繊維板(MDF)の製造販売事業(廃材である製材端材を回収し独自の製造技術で MDF 化する、リサイクル等関連事業)への融資が挙げられます。
- ・(指標 4)の対象としていませんが、投資金融の供与以外による、海外プロジェクトに係る環境配慮・改善に対する支援の例としては、以下が挙げられます。
 - ▶ 日本企業による排出権購入を促す形で CDM 事業を促進するため、中米地域での複数の CDM 候補 事業を支援するための融資枠(事業開発等金融)を中米経済統合銀行に対し設定。また、日本・世界 各地で JETRO や地元商工会議所などと協力して、排出権を活用したビジネスチャンス紹介セミナーを 開催。
 - ▶ 2004 年度より加盟している国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)において、本行が議長を務めるアジア太平洋タスクフォース・アウトリーチグループ(注7)の活動や、2005年10月に国連本部で開催された UNEP FI グローバル・ラウンドテーブルでのパネリスト参加等を通じて、アジアを中心とする

開発途上国における環境改善への取り組みに関する本行の経験とノウハウの金融機関との共有を図っています。

(注7) UNEP-FI は、2005 年 1 月にアジア太平洋タスクフォースを正式に立ち上げ、同地域での活動を本格化しました。地域タスクフォースとしては、北米、ラテンアメリカ、中東欧、アフリカに次ぐもので、各地域のニーズにあった形で UNEP-FI の活動を推進する役割を担っています。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

・非金融面からも開発途上国における日本企業の円滑な事業展開を支援すべく、日本企業のインドへの関心が高まる中、シンガポールで海外事業展開セミナー「東南アジアから見る日本企業のインド向け事業」を開催し、東南アジアを基点とするFTA等活用の新たな可能性につき講演しました(日本企業関係者、約100名が参加)。講演は、日本企業が東南アジアで取り組むインド向け事業の実態とその競争力維持の観点でのニーズや課題に焦点をあてた、本行独自調査に基づいており、インド=シンガポール間の包括的経済協力協定やインド=タイ間のFTA等に関する現地ヒアリング・意見交換等を踏まえたものです。経済連携時代の日本企業のビジネス展開のあり方を例示するものとしてセミナー参加者から好評であったことから現地日本商工会議所より要望があり、同商工会議所月報への寄稿も行いました。

3.課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・日本企業のビジネス・フロンティアが拡大する中、我が国の民間金融機関が国際業務を再強化する傾向にあることも踏まえ、引き続き民間金融機能の適切な補完を前提としながら、日本企業の円滑かつ調和的な国際事業展開に貢献することが求められています。その過程では、国際競争力強化等の我が国の政策ニーズや日本企業のビジネス・ニーズ、投資受入国のニーズ等を踏まえつつ、本行に求められている補完的役割を常に意識しながら業務を行うことが必要です。

課題 5-2

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援

取り組 み例	指標	2002 2003 (14年度) (15年度)		2 0 0 4 (16 年度)	2005 (17年度) 計画 実績		2006 (18年度) 計画
開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進	(指標 1) 開発途上国の経済・社会イン フラ整備案件向け出融資保 証承諾案件数	11	26	16	13	14	計画 24
開発途上国の裾野産業 育成・日本企業の地場取 引安定化に対する支援	(指標 2) 開発途上国の裾野産業育成 支援案件・日本企業の地場 取引安定化支援案件向け出 融資保証承諾案件数		新規		53	65	56
評(

:優れた取り組みがなされたと評価します。 良好な取り組みがなされたと評価します。 今後の取り組みに留意が必要です。

- : 外部環境の変化等により評価不能。

(注)(指標1)、(指標2)いずれも、2005 年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を実績値、計画値として計上。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進

- ・日本企業の海外事業展開の円滑化に必要なインフラ整備事業等にかかる(指標 1)の実績は、計画を達しました。実績の具体例としては、タイの国際空港建設事業、ベトナムの火力発電事業、インドネシアの水力発電、港湾アクセス道路建設事業、インドの高速輸送システム建設事業や、ブラジル国立経済社会開発銀行(BNDES)向け融資があります。BNDES向け融資は、現地日系企業の事業環境整備に資するインフラ案件等を対象としたものであり、2005年3月の内談受付から3ヶ月で融資交渉・契約作成等を行い、同年5月のルーラ大統領訪日に間に合わせ契約調印に至ったところ、借入人およびブラジル政府関係者から迅速な案件実現が評価されました。
- ・(指標 1)の対象としませんでしたが、都市圏の慢性的な交通渋滞の解消や大気汚染緩和を目的としたインドの地下鉄建設事業では、日本企業への事前のニーズ確認は行っていないものの、物流環境の改善など、 現地日系企業の事業運営へのプラスの影響も期待されます。
- ・上記のほか、現地日系企業の事業運営に資する経済・社会インフラ整備を推進する取り組みとして、例えば、インドネシアでは「ハイレベル官民合同投資フォーラム」の日本側インフラ委員会委員長として、日本企業の製造業投資誘致に係る個別インフラの不足・問題点を解消すべくインドネシア政府に働きかけました。また、インドでは現地日系企業からのヒアリングにより工業団地のインフラ未整備など様々な制約が判明したため、主要工業団地の周辺インフラ整備や関係機関のアクションプラン提案を目的とした調査を実施しました。

開発途上国の裾野産業育成・日本企業の地場取引安定化に対する支援

・日本との貿易・投資面の経済関係が特に深いアジア各国の裾野産業の育成支援を図ることは、アジアをパートナーとする日本企業の国際競争力の向上につなげる観点からも重要であり、また、昨今のエネルギー・原材料の需給逼迫・価格高騰に伴い、現地日本企業の原材料調達など地場取引安定化の支援も重要であるところ、(指標 2)の実績は計画を上回りました。具体的な実績の例としては、インドの商業銀行(ICICI Bank)向け(事例紹介参照)、メキシコ外国貿易銀行向け(同左)や、モンゴルの中小企業育成等向けのツーステップ・ローンのほか、タイ、メキシコでの鋼材加工・販売事業やベトナムでの板ガラス製造・販売事業への個別融資が挙げられます。

<事例紹介>

ICICI Bank 向け事業開発等金融 (インド)

~ 日本企業のインドにおけるサプライチェーン高度化および裾野産業支援 ~

インドは 1991 年の経済改革導入以降、堅調な経済成長を遂げ、今後更なる設備投資需要が見込まれており、また、2005 年4月の小泉総理訪印の際、シン首相との間で「日印グローバル・パートナーシップ強化のための 8 項目の取組」が締結されるなど、両国間貿易の更なる拡大・多様化が期待されています。

こうした中、本行はインドの民間商業銀行である ICICI Bank に対し、民間金融機関と協調して、総額 2 億ドル相当円を融資しました(インド政府保証によらず、インドの民間金融機関の信用力に依拠する形で事業開発等金融を供与するのは、本件が初。民間金融機関の融資部分には、本行が保証を供与)。本融資は、現地日系企業に加え、日本企業や現地日系企業の資機材・原料調達先である現地企業に対して資金供給を行うものであり、日本企業のインドにおけるサプライチェーン高度化(質の高い原材料等の確保を含む地場取引安定化)および市場の拡大を通じた、現地日本企業の国際競争力の強化、更には日本とインドとの経済連携の強化にも繋がることが期待されます。

メキシコ外国貿易銀行向け投資ツーステップ・ローン (メキシコ)

メキシコには、自動車関連を始めとして日本企業が積極的に進出していますが(2002 年末時点 259 社)、2005年4月の日本と同国との経済連携協定発効により、両国間の貿易促進のみならず、内国民 待遇・最恵国待遇等による更なる日本企業の同国向け投資促進・拡大が期待されています。

こうした中、本行は、日墨政府系金融機関の連携により、メキシコとしても政策意義の高い日本企業の同国向け投資を金融面から支援すべく、メキシコ外国貿易銀行との間で総額 1 億ドルの貸付契約に調印しました。本融資は、同行を通じて、日本企業が出資するメキシコ現地法人に対して、現地資産あるいは現地法人の信用力等に依拠する形で長期資金を供与することで、現地事業への安定的な調達を可能とするものであり、地場取引の安定化や現地裾野産業育成にも寄与するものと考えられます。

・また、現地裾野産業における人材基盤の強化に資する取り組みとして、マレーシアの高等教育基金借款事業(第3期)、ベトナム高等教育支援事業(IT セクター)が挙げられます。前者は、マレーシアの学生に日本で理工系教育を受ける留学機会を提供し、高度な技術を備えたエンジニア育成を図る第3期事業であり、第1・2期事業による卒業生の多くが、現地日系企業を含む同国の電子・機械産業等の科学技術関連分野のエンジニアとなっています。また、後者は、中国・インド等に次ぐ連携先として、ベトナム IT 産業への日本企業の期待が高まる中、産業界の要請に応える実践的教育プログラムの実施を支援し、両国 IT 産業界・教育界の架け橋となる人材を育成するものです。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

・日本政府が推進する経済連携に貢献すべく、2005 年 12 月の東アジアサミットの機会を捉え、タイの商業銀行(TMB Bank)、マレーシアの商業銀行(RHB Bank Berhad)、マレーシア輸出入銀行との間で、現地の裾野産業育成や日本企業のビジネス環境整備、ビジネス機会創出等のための相互協力促進にかかる覚書を締結しました。これらは、両国に進出している日系企業及び現地企業に対する金融的な支援や日本と両国の互恵的な協力関係の強化を目指すものであり、2006 年度に入って事業開発等金融の実現という形で成果を上げています。

3.課題への取り組み状況の評価結果

- 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・開発途上国との経済連携の動きが加速度を増している中、相手国における事業環境整備や裾野産業育成等を戦略的に支援することが、日本企業の国際競争力強化のみならず、相手国との協調関係構築を図る上で重要です。2005 年度にはメキシコやマレーシアとの経済連携の動きの中で、本行の金融メニューを効果的に活用できたところ、今後ともこうした取り組みを上手に進めていくことが必要です。

課題 5-3

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	05 F度) 実績	2006 (18年度) 計画
開発途上国における投資·事 業環境整備に向けた制度面の 改善推進						
開発途上国における事業環境 変化への機動的対応・業況把 握の拡充						
評 価 結 果						

:優れた取り組みがなされたと評価します。 : 良好な取り組みがなされたと評価します。 : 今後の取り組みに留意が必要です。

-: 外部環境の変化等により評価不能。

1.年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国における投資・事業環境整備に向けた制度面の改善推進

- ・日本企業に対する「海外投資アンケート調査」(注)、内外関係者へのヒアリングや個別調査等を踏まえ、外 資受入政策等、開発途上国の投資環境の制度面の改善に関する提言の実施およびフォローアップに積極 的に取り組みました。実績の例は、以下のとおりです。
 - (注) 海外投資アンケート調査: 海外事業に実績のある日本の製造業企業の海外事業展開の現況や課題、今後の展望を把握する目的で、1989年より実施しており(計 17 回)、調査結果は内外に幅広く発信されています。

▶ 海外投資アンケート調査の活用:

各国投資環境について改善すべきと日本企業が捉えている課題(法制の不透明な運用など)を含め、調査結果をアジア、アフリカ等、多数の開発途上国の政府関係者に説明しました。特に、インドネシアでは同国関係省庁等とセミナーを共催、調査内容が評価され継続的なセミナー実施要請を受けたほか、インド政府からは、日本企業の対印投資のボトルネックが具体的に分かり非常に役に立つとの反響があるなど、投資環境改善につき相手国側との認識ギャップを埋める有益な手段となっています。

▶ 東アフリカ3カ国(ケニア、ウガンダ、タンザニア):

カンボジア、ラオス両国政府に対する投資環境整備に関する政策提言の経験(2004 年度)を活かして、東アフリカのケニア、ウガンダおよびタンザニアの各国政府に対して、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共同で同様の政策提言を実施しました。提言書(Blue Book)の手交式では、各国大統領から本行に対する謝意と提言項目実施への決意が表明され、その後の各国政府の自助努力と本行等によるフォローアップを通じ、提言項目の着実な実施が期待されています。また、他のアフリカ諸国からも同様の提言要請が寄せられています。本取り組みは、投資環境の制度整備を通じて日本企業のアフリカ向け投資を側面支援するものですが、UNCTAD主催の国際会議で関係者から高い評価がなされ、「アフリカ・インベスター」誌の 2005 年「アフリカ・インベスター・アウォード(スマート・レギュレーション・アウォード)」も受賞するなど、有効かつ革新的な取り組みといえます。

▶ カンボジア、ラオス:

カンボジア、ラオス政府両国向け Blue Book(2004 年度作成)の提言項目フォローアップとして、特定業種投資促進戦略の策定に関して、日本企業と本行との共催によるカンボジア向け食品加工ミッション派遣や、ラオス農産物加工業の調査も合わせて実施しており、また、投資関連法令の即時英訳化による透明性向上や、ビジネス・フォーラム方式採用による官民対話の振興などで、両国側の取り組みが進みました。また、カンボジアのシハヌークヴィル経済特別区(SEZ)開発事業(後述)の案件形成において、SEZ 設立法令に関する調査提言を行ない、また、既往案件であるタイの工業団地の経験・現状を踏まえて SEZ におけるワンストップサービスのあり方を提言するなど、制度面の知的支援に努めました。

▶ ベトナム:

日越両国の官民が協力してベトナムの投資環境改善に取り組む「日越共同イニシアティブ」第 1 フェーズ(2003~2005 年)が最終年を迎えた中、改善目標のフォローアップを行う評価・促進委員会の準備段階から、本行は協議に積極参加したほか、世界銀行等との協調融資による第 4 次貧困削減支援借款供与にあたり、同イニシアティブの行動計画を一部取り込むよう配慮する等、本行融資を通じても越側の投資環境改善努力を後押ししました。日越官民の地道な努力の結果、2005 年末では改善目標の 85%が当初予定以上の速さで解決に向かうなど投資環境整備は進展しており、また、2005年の日本の対越投資は新規・拡張投資共に増加するなど、数字にも成果が表れてきたとの見方も出ています。

投資環境改善を現政権の最重要課題とするインドネシアでは、「ハイレベル官民合同投資フォーラム」が小泉首相・ユドヨノ大統領の合意で発足、本行は日本側インフラ委員会委員長として、民間インフラ投資を促進する規制・政策改革の推進等について行動計画策定に取り組みました。これは 2005年6月に両首脳が発表した「戦略的投資行動計画」(SIAP)に盛り込まれ、その後のインドネシア側の関係法令整備等への取り組みに反映されています。また、電力部門改革については、個別案件協議にも絡め、日本の民間投資家の意向を踏まえた提言・意見交換を引続き実施しました。

- ・日本の政策金融機関としての公的ステータスを最大限に活用し、開発途上国政府向け融資・保証の供与 を通じて、開発途上国の投資環境の制度面の改善を一層効果的に促すべく取り組みました。実績の具体 例としては、以下が挙げられます。
 - 経済特別区の制度整備のためのコンサルティングを含む、カンボジアの国際港に隣接するシハヌークヴィル経済特別区開発事業(E/S)向け借款(事例紹介参照)

<事例紹介> シハヌークヴィル港経済特別区開発事業 (カンボジア)

カンボジアは 2004 年 10 月に世界貿易機構(WTO)への加盟を果たし、投資および経済関連の法整備を進めています。しかし、煩雑な行政手続やインフラの未整備等、投資促進のためのボトルネックは多く、外国直接投資も低水準に留まっています。

そこで、カンボジア政府は近隣アジア諸国の成功例にならい、外資誘致のため、円借款により整備された同国唯一の国際海洋港であるシハヌークヴィル港に隣接する経済特別区(SEZ: Special Economic Zone)を整備することを決定し、これを受けて本行は、当該 SEZ 開発事業(E/S)に対して円借款を供与しました。用地造成・道路・電力等のインフラ整備に先立つエンジニアリング・サービスや、SEZ の制度整備(行政能力強化、法令整備等)のためのコンサルティング・サービスを融資対象としており、本事業を通じて、SEZ のインフラ整備に加えて、SEZ に関する法・制度面の政策提言等を、世界銀行や国際協力機構(JICA)等と連携しつつ行います。

- ▶ 投資環境の改善を含めた経済・財政等諸改革の着実な実施を、世界銀行等との協調により支援する、ベトナム政府向け第4次貧困削減借款およびインドネシア政府向け開発政策借款
- ▶ コロンビア向け直接投資の最大の阻害要因である、治安状況の改善プロジェクト等を含む、投資環境整備資金の調達のためのコロンビア政府発行の公債に対する保証

開発途上国における事業環境変化への機動的対応・業況把握の拡充

- ・2005 年度には、中国での日本関連抗議行動や人民元切り上げ、タイでの政治的混乱など、一部に留意すべき状況もありましたが、全体として、世界経済が米国、東アジアや BRICs 諸国を中心に着実な経済成長を続ける中、開発途上国における現地日系企業に重大な影響を及ぼす政治経済情勢の急変は見られませんでした。こうした中でも、本行は現地駐在員事務所を通じ、国際機関・海外公的機関等との連携による情報収集や、現地日系企業へのヒアリングにより、現地事情の適時・的確な把握に努めました。
- ・日本企業の海外事業に対する本行の既往融資に関し、現地当局・関係者と日本企業等の間で問題が発生した(あるいは発生する潜在的リスクがある)ケースについては、本行の公的ステータスに基づく交渉力や国際機関・先進国公的機関等とのネットワークも十分に活用しつつ、積極的に問題解決や事前対処を図りました。
 - ➤ インドネシア、フィリピン等において、本行融資先の現地日系企業や事業関係者が抱える各種トラブルに対し、相手国側への働きかけ等、解決へ向けた協力を行いました。
 - 中国向け投資金融において、本行融資先企業に適正な税務上の措置が与えられるよう、事前に主要な外貨管理局・国税局に対して本行融資の租税条約上の扱い等を周知し、また、当該企業の要請を受け個別に税務当局に説明に赴くなどして、融資先企業の負担軽減や円滑な事業展開のため、現地政府と積極的な対話を行いました。

■ 2.課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・海外投資アンケート調査によって把握した日本企業の投資環境整備ニーズの相手国へのフィードバックや、 投資環境整備に関する政策提言等、日本企業のニーズと開発途上国政府の政策ニーズをマッチングさせ るこうした取り組みは今後より一層重要になると考えられます。他方で、こうしたフレームワーク作りに向け た取り組みと、個別投資事業におけるトラブルシューティングとを組み合わせることで、より効果的な投資 事業支援が可能となるため、今後ともこうした視点から本課題への取り組みを進めることが重要です。